

議員提出第1号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成27年2月20日

提出者

足立区議会議員	鈴木	けんいち
同	針谷	みきお
同	ぬかが	和子
同	さとう	純子
同	伊藤	和彦
同	浅子	けい子
同	はたの	昭彦

足立区議会議長 せぬま 剛 様

(提案理由)

介護保険料の負担増を抑え、軽減を図るため、この条例案を提出する。

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成12年足立区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「3万2,760円」を「3万3,480円」に改め、同項第2号中「3万8,880円」を「3万3,480円」に改め、同項第3号中「5万160円」を「4万6,800円」に改め、同項第4号中「6万6,840円」を「5万8,200円」に改め、同項第12号中「18万480円」を「23万4,000円」に改め、同号を同項第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

（13） 次のいずれかに該当する者 19万3,800円

ア 合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1））に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第12条第1項第11号中「15万3,840円」を「15万3,720円」に改め、同号ア中「1,200万円以上1,800万円未満」を「800万円以上1,200万円未満」に改め、同号イ中「（（1）に係る部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第12号とし、同項第10号中「13万3,680円」を「12万360円」に改め、同号ア中「800万円以上1,200万円未満」を「600万円以上800万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「12万360円」を「9万9,600円」に改め、同号ア中「600万円

以上 800 万円未満」を「400 万円以上 600 万円未満」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 8 号中「9 万 9,600 円」を「9 万 6,960 円」に改め、同号ア中「400 万円以上 600 万円未満」を「290 万円以上 400 万円未満」に改め、同号イ中「第 10 号イ又は第 11 号イ」を「第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「9 万 6,960 円」を「9 万 3,600 円」に改め、同号ア中「400 万円」を「290 万円」に改め、同号イ中「第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ」を「第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号ア中「125 万円」を「120 万円」に改め、同号イ中「第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ」を「第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号ア中「125 万円」を「120 万円」に改め、同号イ中「第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ」を「第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 6 万 6,840 円

第 12 条第 2 項及び第 3 項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第 12 条の規定は、平成 27 年度分からの保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。